

日露戦後、富士紡績会社の労務管理規則—史料紹介を中心に—

経済学部 筒井正夫

I はじめに

本稿は、日露戦後の富士紡績会社の労務管理の実態を把握する前提作業として、その労務管理を遂行する上で基本となった諸規則を資料として提示し、広く周知を図ることである。富士紡は、明治29年(1896)4月、資本金200万円、綿糸紡績錠数5万錠、絹糸紡績錠数5100錠という大紡績会社として静岡県駿東郡菅沼村(現小山町)に発足し、動力水車の設置や工場建設を完成させて、明治31年秋にようやく操業を開始した。しかし、創業期の明治31年から33年の時期は、経営不振に喘いで欠損を計上し、経営陣の対立が続いて職工も離反する者が後を絶たなかった。明治34年1月に和田豊治が専務取締役に就任し、種々の経営・労務改革を断行すると翌35年から営業成績は劇的に回復した¹⁾。

和田の経営改革によって軌道に乗った富士紡は、明治36年(1903)から日露戦後期にかけて一大拡張時代を迎える。明治36年4月には小名木川綿布会社を、同年7月には日本絹綿紡績会社を買収し、日露戦争直後の明治39年9月20日には、拡張10カ年計画を打ち立て、綿糸16万錠、絹糸4万錠、織機5千台の増設を企画し、第1・第2工場がある菅沼村に隣接する六合村に、明治41年第3工場、43年第4工場、大正3年第5工場を建設した。動力源となる水力発電にも力を入れ、明治40年漆田発電所、44年に峯発電所、大正元年に須川発電所を建設し、大正3年には相模水力電気会社を合併し、山北発電所を建設して電力供給事業にも乗り出している。

この間富士紡では、明治39年(1906)、瓦斯糸紡績で成功していた優良会社東京瓦斯紡績会社を合併し、社名を富士瓦斯紡績株式会社と改めた。こうした大拡張を支えるべく増資が行われ、資本金は明治39年500万円、同42年1600万円、大正3年1800万円と著増していった。従業員数も明治36年上期には職員50人・男女職工2956人であったが、41年上期には職員509人・男女職工1万2265人に膨れ上がっていった。

富士紡は、こうした日露戦後の急成長を支えるための経営管理体制の改革と労使関係の安定化をはかるため様々な労務管理上の対策を講じた。ここでは、経営管理体制の改革と労務管理政策にとって重要な諸規則を翻刻して示した。具体的には、富士紡小山工場史料の『現行諸規則類纂』に修められた「職工規則」「職工服務心得」「小山工場職務章程」「職工救恤規則」「共済組合規則」「共済組合細則」の6則である。また必要に応じて、他の文献や史料集に掲載されている史料も掲載した。ただ上記6則は、明治39年以降に改正された規則集であり、それ以前の規則のどこを修正したものは必ずしも判然としない。したがって、そうした改正の事情については、判明するかぎり解説することとしたい。

II 職工規則並びに職工服務心得

職工規則

職工服務心得

明治三十九年十二月十二日改正

富士瓦斯紡績株式会社

職工規則

第一章 通則

第一条 当会社僱使ノ職工ヲ分チテ定期工、臨時工ノ二種トス

定期工トハ一定ノ勤続期限ヲ約シ、臨時工トハ之ヲ定メスシテ各々職工ノ業務ニ服スモノヲ云ウ

第二条 職工ノ名称及職業ヲ区分スル左ノ如シ

一 紡績工

綿絹紡績及織布ノ作業ニ従事スル男女工、水力、蒸気、電気其他機械ノ運転ニ従事スル電気工、水路番、水車工、火夫、機関工、瓦斯製造工等

二 鉄工

機械器具ノ製作修繕ニ従事スル鉄工、鍛冶工、鋳力工等

三 雑工

機械器具ノ保全作業ニ従事スル「ローラー」工、革工、護謨工、針工、木工等

第三条 前条ニ属セサル営繕其他ノ雑役ニ従事スル大工、左官、木挽、鳶職、練瓦職、土方、庫方、衛生夫、食堂番、炊夫、人足等ハ準職工トシ、本規則ニ依リ取扱フモノトス

第四条 職工ニハ職工名簿ニ登録スルト同時ニ通帳ヲ交付ス

第五条 通帳ハ各自ノ勤務ヲ証スル為メ渡シ置クモノナルヲ以テ本人必ス持参シ、出勤ノ際係員ヘ差出シ終業ノ時受取り退場スヘシ

第六条 通帳ヲ紛失シ再調ナシタルトキハ当日以前ノ勤務日数又ハ歩増時間等ハ会社ノ出勤台帳ニヨルモノトス

第七条 職工就業中死傷シタルトキハ、勿論勤続中本人又ハ其家族ニシテ災厄若クハ疾病ニ罹リタルトキハ別ニ定ムル所ノ職工救恤規則ニ依リ之ヲ救恤ス

第八条 職工ハ相互救済ノ為メ設ケラレタル共済組合ニ加入スルノ義務アルモノトス

第二章 雇用及解雇

第九条 当会社ノ職工タランコトヲ志願スル者ハ書面又ハ口頭ヲ以テ申出ツヘシ

第十条 職工志願者ハ体格検査ニ合格シタル者ヲ採用シ、一ヶ月以内其技能ヲ試験シタル後、適当ノ給額ヲ定ム尤モ試験中ト雖モ相当ノ賃金ヲ支給スルモノトス

第十一条 体格検査ニ合格セサル者ト雖モ本人ノ希望ニヨリ臨時工ニ採用スルコトアルヘシ、尚勤続中身体強壯業務ニ堪ユヘシト認メタルトキハ再診ノ上定期工トナスモノトス

第十二条 職工ニ採用セラレタル者ハ父兄若クハ身元確實ノ保証人連署ヲ以テ誓約書ヲ差出スヘシ

第十三条 定期工ノ契約年限ハ第一期三年第二期二年第三期以上一年トス

第十四条 契約年限中ト雖モ当会社ノ都合ニヨリ二週間前ノ予告ヲ以テ解雇スルコトアルヘシ、此場合ニ於テハ予告ノ日ヨリ以後二週間ノ賃金ヲ給与スヘシ

但、第三十九条ニ依リ解雇スルトキハ予告ヲナサス

第十五条 募集工女ノ来場旅費及支度金ハ当会社ニ於テ操替支拂ヒ、月賦ヲ以テ返済セシ

ムト雖モ、満期帰郷ノ節ニハ特ニ手当トシテ帰郷旅費ヲ給ス

第三章 執業及休業

第十六条 就業時間ハ昼夜業何レモ一日十二時間トシ、其内食事並ニ休憩ノ為メ一時間ヲ除キ實際ノ執務ヲ十一時間トス

第十七条 休憩時間ハ九時ヨリ全三十分迄、三時ヨリ全三十分迄、喫飯時間ハ十二時ヨリ一時迄トシ、其時間中ニ交代シテ休憩喫飯スルモノトス

第十八条 疾病又ハ不得止事故アリテ遅刻又ハ欠勤セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十九条 就業中疾病又ハ不得止事故アリテ外出若クハ退場セント欲スルトキハ、掛員ニ申出テ許諾ヲ受クヘシ

第二十条 就業中ハ来訪者アリト雖モ面会ヲ許サス

第二十一条 就業時間ニ後レテ出勤シタル者ハ入場ヲ許サス

第二十二条 左ニ掲クル日ヲ以テ休業日ト定ム

紀元節 二月十一日

神武天皇祭り 四月三日

盂蘭盆会

天長節 十一月三日

起業祭

年末年始 十二月三十日ヨリ一月三日マテ

但、見習中ノ者ニ限り前項休業日ニ其日給ノ半額ヲ特ニ給與ス
業務ノ都合ニヨリ臨時就業ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三条 前条休業日ノ外毎月四回、昼夜業者交代ノ為メ操業ヲ停止スルモノトス

第二十四条 定期休業日ニ就業ヲ命シタルトキハ、其期内ニ於テ換休暇ヲナスコトヲ得

但、換休暇ハ一回ノ勤務時間十時間以上ニ涉リタル者ニ非レバ之ヲ許可セス

第二十五条 換休暇ヲ為サントスル時ハ前日中ニ申出許可ヲ受クヘシ

第四章 賃金

第二十六条 賃金ハ各自ノ枝俵ニ応シ予メ定メタル日給額ニヨリ支給ス

但、業務ノ種類ニヨリ請負ヲナサシムルトキハ、其出来高ニ応シ別ニ定ムル所ノ請負規定ニヨリ支給ス

第二十七条 規定時間外ニ臨時就業セシムル場合ハ、一時間毎ニ日給十分ノ一ノ割合ヲ以テ増賃金ヲ給ス

第二十八条 定時休業日ニ出勤ヲ命シタルトキハ、就業時間ニ応シ日給額ノ五割増ヲ給ス

第二十九条 疾病又ハ不得止事故ノ為メ許可ヲ得、執業中途ニ外出若クハ退場スルモノノ賃金ハ、時間ニ応シ左ノ通り減給スルモノトス

一 勤務三時間以内ニシテ退場スル者 外出九時間以上ノ者 無給

一 勤務三時間以上六時間以内ニシテ退場スル者 外出六時間以上九時間以内ノ者
日給四分ノ三ヲ減ス

一 勤務六時間以上九時間以内ニシテ退場スル者 外出三時間以上六時間以内ノ者

日給二分ノ一ヲ減ス

一 勤務九時間以上ニシテ退場スル者 外出三時間以内ノ者 日給四分ノ一ヲ減ス

第三十条 就業中負傷ノ為メ退場ヲ許シタル者ニハ日給ノ全額ヲ給与ス

第三十一条 会社ノ都合ニヨリ休業ヲ命スル場合ハ日給ノ半額ヲ給与ス

第三十二条 賃金ノ支拂ハ先月二十六日ヨリ当月二十五日迄ノ分ヲ計算シ、毎月末日ニ於テ拂渡スモノトス

第三十三条 賃金ハ其月度支拂定日ヨリ満一ヶ年ヲ経過スルモ尚受取方ヲ申出サルトキハ拂渡サザルヘシ

第五章 保信積立金及貯金

第三十四条 会社ハ職工ノ信用ヲ保持スル為メ職工賞與金給與規則ニ依リ保信積立金ヲナスヘシ

第三十五条 会社ハ職工ノ貯金ヲ奨励スル為メ職工ノ任意貯金ニ對シ年八厘ノ利子ヲ付シ毎半期計算ノ上元金ニ組ミ入ルヘシ

第六章 賞罰

第三十六条 各工場ニ賞罰委員ヲ置キ、職工ニ関スル賞罰ヲ審議決定ス

第三十七条 賞罰委員ハ五人トシ技師、技手、事務員ノ中ヨリ工場長之ヲ指名ス

第三十八条 職工ニシテ左ノ項目ニ該當スルモノハ、審査ノ上其功勞ニ応シ臨時賞與金ヲ給與ス

一 平素謹直誠實ニシテ能ク業務ニ勉励シ他ノ模範タルヘキ篤行アル者

二 事業上有益ノ事ヲ發明シタル者

三 危険ヲシテ人命ヲ救助シ又ハ非常ノ事變ニ際シ防禦ニ功勞アル者

四 未然ニ危變ヲ防キ又ハ一般事業ノ妨害タルヘキモノヲ探知申告シタル者

第三十九条 職工ニシテ服務心得ニ違背シタルモノハ其情状ヨリ減給降等又ハ解雇ス

誓約書書式

私儀明治 年 月 日ヨリ明治 年 月 日迄御社工職ニ雇入相成候ニ付テハ左ノ通り誓約仕候

一 私儀ハ現今他ニ雇ハレ中ノ者ニ無御座候

一 現行ノ御社則ハ勿論将来改正又ハ創定ノ御社則ハ堅ク相守リ誠實ニ勉励可仕候

一 期限内ハ解約申出間敷又止ムヲ得サル事故アルニ非レハ欠勤仕間敷候

一 期限内中業務ニ堪ヘサル為メ又ハ御規則ニ依リ減給降等若クハ解雇相成候共聊カ苦情申間敷候

一 旅費支度金其他ノ為メ御社ニ對シ責務ヲ生シ若クハ疎漏怠慢等ニヨリ御社ニ損害相掛ケ候節ハ保信積立金工銀等私ノ受領スヘキ一切ノ金員ヲ以テ其賠償ニ充テ尚足ラサルトキハ保証人ニ於テ弁償仕リ毛頭御損耗相掛間敷候

原籍

住所

本人

明治 年 月 日 年 月 日生

法定代理人又ハ夫

右 此度御社へ入社致候ニ付テハ以上契約ノ箇條拙者之ヲ承認シ、万一本人ニ於テ御社へ損害相掛候ハハ如何様ノ義相生シ候共、自分引受ケ聊カ御迷惑相掛申間敷為後日証書仍如件

明治 年 月 日

身元保証人

富士瓦斯紡績株式会社御中

職工服務心得

- 一 職工規則其他凡テノ諸規則命令ヲ遵守シ、忠実職務ニ従事スヘシ
- 一 業務上ノ秘密又ハ当会社独特ノ工技等ハ決シテ他へ洩スヘカラス
- 一 上役ハ勿論同輩若クハ配下ニ対シテモ不禮ノ振舞アルヘカラス、凡テ丁寧親切ナルヲ努ムヘシ
- 一 就業ハ凡テ係員ノ指図ニ従フヘキハ勿論機械器具ノ取扱ヲ鄭重ニシ毀損セサル様注意スヘシ
- 一 就業中ハ必ラス工場用服ヲ着シ草履、足袋ヲ穿ツヘシ
- 一 左ノ各項ハ厳シク禁止スル処ニシテ、之ニ觸ルルモノハ相当処分セラルヘキニヨリ、深く注意スヘシ
 - 一 相互間若クハ上役ニ対シテ金錢物品ヲ贈り又ハ受クルモノ
 - 二 就業中無用ノ談話又ハ放歌スルモノ
 - 三 就業中許可ナク退場シ又ハ外来人ト面会スルモノ
 - 四 就業中睡眠スルモノ
 - 五 工場内ニ燐寸又ハ他ノ発火物ヲ持参スルモノ
 - 六 酒氣ヲ帯ヒテ入場スルモノ
 - 七 就業中故ナク受持場所ヲ離ルルモノ
 - 八 管系木管屑綿糸類ヲ所定外ニ散乱シ又ハ目的外ニ使用スルモノ
 - 九 所定外ニ於テ喫食喫煙吐唾放尿スルモノ
 - 十 工場内ニ於テ喧嘩口論スルモノ
 - 十一 器具機械類ヲ疎略ニ取扱フモノ
 - 十二 怠惰又ハ故意ニヨリ諸機械其他ノ物ヲ毀損シ若クハ紛失セシムルモノ
 - 十三 許可ナクシテ猥リニ非常用器具ヲ使用シ又ハ持出スルモノ
 - 十四 遅刻出勤又ハ無届欠勤数回ニ及フモノ
 - 十五 不行状若クハ怠惰ナルモノ
 - 十六 不正ノ所為アルモノ
 - 十七 説諭若クハ懲戒ノ処分ヲ受クルモ改心セラルモノ
 - 十八 他人ヲ煽動其他不穩ノ挙動ヲ企テ又ハ之ニ同意シ事実上ノ妨害ヲナスモノ
 - 十九 諸規則命令ニ背キ又ハ係員監督ノ指揮制止ニ従ハサルモノ
 - 二十 上役又ハ監督者ニ対シ暴言暴行ヲナスモノ

以上列挙セル外寄宿工女ニアツテハ更ニ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

- 一 室内互ニ親切ヲ旨トシ善良ノ風儀ヲ作ルニ勉ムヘシ
- 二 貸与又ハ備付ノ物品ハ丁寧ニ取扱フヘシ
- 三 履物衣類等ハ散乱セサル様取纏メ常ニ室内ノ掃除衣服ノ洗濯ヲ怠ルヘカラス
- 四 談話ハ静ニ之ヲナシ他人ノ安眠ヲ妨クヘカラス
- 五 許可ナク外出又ハ宿泊スヘカラス
- 六 金銭物品ノ貸借ヲナスヘカラス

以上

ここに示した「職工規則」は、職工の職種による区分や救恤・共済組合に関する事項を述べた「通則」から、「雇用及解雇」「執業及休業」「賃金」「保信積立及貯金」「賞罰」に至るまで、職工の就業・労務にかかわる基本事項について規定したものであり、「職工服務心得」は、機械制大工場というそれまでと全く異なる時間と空間の支配するなかでの労働者の就業規範について述べたものである。両規定とも、富士紡績会社の創業とともに用意され、工場の稼働と同時に職工に適用されたものと思われる。

筆者は、この「職工服務規定」に関しては、伝統的な農村の生活・労働慣行が身につけている工女たちを、全く新たな近代的機械制大工場の労働秩序に入れ込むための規律として捉え、拙稿の中で、次のようにその意義を指摘しておいた²⁾。

紡績職工のおもな供給源である農村における労働事情は、近世江戸期においても、勤勉が奨励されるなか男女ともに朝早くから夜なべに至るまで農耕と機稼ぎなど長時間労働と重労働に従事し、明治期にはいってもそうした過酷な労働慣行が紡績工場に引き継がれ、夜業として確立・定着していったことは確かであろう。だが、特に農耕や婦女子が従事する家計補充的機織や養蚕等の場合、家族とともに生活や周囲の自然環境とともにあり、労働の主体はなお手仕事をなす働き手の側にあり、労働の目的も直接的な家族への扶助などの場合が多く、仕事の配分や時間の使い方も基本的に家主や副業に携わる婦女子たちの裁量に委ねられ、作業をしながらの談笑や歌い合いもみられ、休憩も随時に取りられていたとあってよかろう。これに対し、近代工場労働では、労働作業の主体は機械に移り、工男・工女たちは機械の回転に合わせて細分化された均一な作業を、外界と隔絶された労働専門の空間の中で厳格な規律の下に連続的に行なわねばならなかった。

富士紡では、昼業は朝 6 時半から午後 6 時半まで（内 12 時～13 時まで休憩）、夜業は午後 6 時半から翌朝 6 時半まで（内 0 時～1 時まで休憩）それぞれ実働 11 時間と定められた。昼夜業は 2 人一組の交代制で、6 日間連続で昼業か夜業に従事し、半日の休憩の後昼夜業の交代が行なわれた²⁸⁾。富士紡の「職工服務心得」では、機械運転や工場整理にかかわる事項のほか就業中の無用の談話または放歌、睡眠、許可なく受持ち場所を離れること、等が厳禁され、守られない場合は相応な処分の対象となった。これらの昼夜業の施行形態や懲罰・禁止事項は、ほぼ普く当時の紡績会社でとられていた措置といえるが、夜業への 6 日間の連続就業や生活空間や家族と切り離された近代工場特有の緊張と規律を伴う労働秩序への適応が、それまでの夜なべや長時間重労働を含む労働伝統的労働慣行に慣れ親しんだ職工たちにとってさえ、耐難い苦痛であり、早期退職や逃亡の要因となっていたと考えられる。

このように、富士紡では創業以来近代機械制工場労働の服務規律を律していたが、日露戦後の大拡張時代を迎え、改めて拡大した工場と事務体制を統括する規定を制定した。それが以下に示す、明治40年8月29日に制定された小山工場職務章程である。なおこのなかで第3章中に記されている「職工係」とは、明治34年4月に着任間もない和田豊治によって職工の統括と福利増進のために新たに設けられた部署である。また下記資料の前部に記されているように、この章程は、明治41年7月にさらに改定が加えられ、主事を廃して庶務係主任の権限を拡張し、工場長不在の時は工場は一切の事務を取り扱うこととした。また小山工場中央事務所に主任と副主任を置き、工場には工場長を置くものとした。

小山工場職務章程

富士瓦斯紡績株式会社

小山工場職務章程

明治四十年八月二十九日第三号回章、同年九月一日ヨリ実施

明治四十一年七月三十日付本店通知、左ノ通り改正

- 一 主事ヲ廃シ庶務係主任ノ権限ヲ擴張シ、工場長不在ノトキハ工場一切ノ事務ヲ取扱フ
- 一 小山工場中央事務所ニ主任、副主任ヲ置キ、工場ニ工場長ヲ置ク

小山工場職務章程

第一章

第一条 小山工場業務施工ノ為メ中央事務所並ニ工場ヲ置キ工場長之ヲ統率ス

第二条 中央事務所並ニ工場ヲ左ノ組織トス

中央事務所

庶務係、計算係、出納係、職工係、倉庫係、醫務係、工務係、

工場（第一第二第三各同文）

工務係、庶務係、

第二章

第三条 中央事務所ニ工場長一名副長一名係主任若干名並ニ各工場ニ主事一名係主任若干名ヲ置ク

第四条 工場長ハ命ヲ専務取締役ニ承ケ工場ニ関一切ノ事務ヲ処理シ部下各員ヲ指揮シテ其責ニ任ス

第五条 副長ハ長ヲ補佐シ長事務ヲ見ル能ハサルトキハ其職務ヲ代理ス

第六条 主事ハ命ヲ専務取締役技師長及工場長ニ承ケ各主管工場事務一切ヲ整理シ其責ニ任ス

第七条 工場長ハ左ノ事項ニ就テハ専行ノ後専務取締役ニ報告スルコトヲ得

一、経常費ノ支出並ニ経常ノ事務ノ執行

一、係員以下ノ分掌任務ノ決定

第八条 工場長ハ傭員以下ノ進退賞罰ヲ副長ト協議ノ上専行シ専務取締役ニ事後承認ヲ求ムルコトヲ得

第三章

中央事務所

第九條 中央事務所各係ノ取扱フベキ事務左ノ如シ

庶務係

- 一、 職員以下ノ進退賞罰並ニ給与徴収ノ事務ニ関スル事項
- 一、 諸規則令達及契約ニ関スル事項
- 一、 通信及受付ニ関スル事項
- 一、 重要文書秘文書函面等ノ保管ニ関スル事項
- 一、 官衛願届及訴訟登記其他地方交渉ニ関スル事項
- 一、 教育炊事一切ニ関スル事項
- 一、 社宅ニ関スル事項
- 一、 辞令、誓約書、出勤簿、勤惰調査ニ関スル件
- 一、 職工日用品ノ仕入買渡不用品ノ処分ニ関スル件
- 一、 所属小使人夫ノ使役取締進退賞罰ニ関スル件
- 一、 統計ニ関スル事項
- 一、 其他各係ノ主管ニ属セサル一切ノ事項

計算係

- 一、 収入支出振替金ノ取扱及調査ニ関スル事項
- 一、 預金貸金及未決算金整理ニ関スル事項
- 一、 職工賃金ノ計算ニ関スル事項
- 一、 作業計算ニ関スル事項
- 一、 会計事務ニ係ル決算書及諸報告調製ニ関スル事項
- 一、 所務日報ニ関スル事項

出納係

- 一、 金銭ノ出納及手形小切手ニ関スル事項
- 一、 有価証券貴重品及保管品ノ出納保管ニ関スル事項
- 一、 主管帳簿及證憑書類ノ整理保管ニ関スル事項

醫務係

- 一、 工場衛生、職工衛生調査ニ関スル事項
- 一、 食物炊事等ニ関スル衛生上ノ事項
- 一、 水質土壤ノ衛生試験ニ関スル事項
- 一、 入社時及年度又ハ臨時体格検査ニ関スル事項

倉庫係

- 一、 原料石炭需要品ノ保管運搬供給一切ノ事項
- 一、 製品受渡運搬保管ニ関スル事項
- 一、 所属人夫ノ取締進退賞罰ニ関スル事項

職工係

- 一、 職工募集ニ関スル事項
- 一、 同上ノ入退社及戸籍ニ関スル事項
- 一、 寄宿舍其他ノ職工ニ対スル諸設備取締ニ関スル事項

一、 職工ニ関スル諸般ノ調査統計報告ニ関スル事項

一、 職工ノ幸福増進奨励慰安救済ニ関スル事項

一、 炊事食物ニ関スル職工保護上ノ事項

工務係

一、 動力及電燈電話ニ関スル件

一、 水車保全及電線架設保全ニ関スル件

一、 電気蒸気瓦斯発生並ニ装置ニ関スル事及通風唧筒水道鉄管等ノ保全運転監督ニ関スル事項

一、 器械器具ノ製造修繕家屋建物水路土木一切ノ修繕ニ関スル事項

一、 所属職工ノ取締及進退賞罰ニ関スル事項

第十条 各工場庶務係ハ各自工場ノ工務係主管以外ノ諸般ノ事務ヲ掌理シ中央事務所ノ各係ト連絡ス

第十一条 各工場工務係ノ主管事務ハ左ノ如シ

一、 工場作業一切ニ関スル件

一、 所属職工ノ使役取締進退賞罰ニ関スル件

一、 作業日報其他ノ諸調書報告表等調整ニ関スル件

次に労務管理の面については、富士紡の重役の一人日比谷兵左衛門の伝記史料である『高風院伝記史料』において、会社の創業期から明治 42 年に至る「職工規則」の改正の歴史を、表 1 のように示している。

表1 富士紡績会社の職工規則改正比較表

	創業明治29年3月～34年4月	明治34年5月よりの大改正	明治42年改正
職工区分	定期工・臨時工	定期工・臨時工・見習工	定期工・臨時工
採用年限	男15歳以上：女13歳以上	男18歳以上：女15歳以上	男女とも15歳以上
定期工期限	新工：3ヶ年以上、 満期後1ヶ年以上	第1期3ヶ年、第2期1ヶ年 第3期1ヶ年、第4期半ヶ年	第1期3ヶ年、第2期2ヶ年 第3期以上1ヶ年
給料	日給又ハ請負工錢ナルモ 主ニ日給休業日ハ、日給 ヲ給セズ	日給又ハ請負工錢ナルモ 綿糸部ハ大部分請負工錢 休業日ハ見習工ニ限り日給 ノ半額ヲ給ス	綿糸部ハ大部分請負工錢 綿糸其他ハ部ハ大部分日 給トス
執業時間	11時間	11時間	11時間
賞与	皆勤賞：1ヶ月・3ヶ月 ・6ヶ月ノ3種 満期賞：満3ヶ年以上年数ニ 応ジ金額ヲ増加ス 特別賞	皆勤賞：1週間・1ヶ月の2種 奨励増加、満期増加 特別賞	定期賞与金(每半期決算 利益ノ5分ヨリ配当ス) 臨時賞与金 満期賞与金(每半期賞与金ノ 内積立満期ノ際給スルコト)

出所)『高風院伝記史料』

注)原史料に「明治39年ニ於ケル小更生ハ之ヲ略ス」と記されているので、明治39年の改正点はここには現れていない。

同『伝記史料』では、特に明治 34 年 1 月から始まった和田豊治による経営改革のなかで、職工規則を改正して取り組んだ労務管理改革について、次のように高く評価している。

第一ニ、請負法ニヨリ綿糸部工女の平均日給額ヲ二十二銭余ニ高メ又長期皆勤賞与法ヲ廃シテ短期皆勤賞与法ヲ始ムル等、職工ヲシテ自ラ進ンデ多ク働キ多ク儲ケシムル策ヲ取り、且ツ新入男女工ノ日給額ヲ一般ニ増加スルト同時ニ賄料ヲ値上げシテ出来得ル限り好食料ヲ与へ、又通勤職工ニハ同居制度ヲ設ケテ自炊舎ヲ普及スルヲ貸与シ、寄宿工女ニハ外出ヲ寛ニシテ勝手ニ遊歩セシムル等専ラ職工ヲ優遇スルノ法ヲ講ジ、彼ノ見張番ノ如キ抑圧的防止手段ハ断然廃止シ、之レニ費シタル有害無益費金ハ、演劇其他娯樂的方法ヲ以テ職工ニ慰安ヲ与フルコトニ努メタルニ其結果ハ非常ニ良好ニシテ、爾來職工不足ノ声極メテ尠ナク、逃亡者ハ殆ンド跡ヲ絶ツニ至レリ

而シテ三十四年五月ニ於ケル右職工規則ノ改正ハ、同年七月重役総辞職、同年八月下山技師長以下解雇、当時人心ノ動揺不安甚シキ際ノ如キ、多数ノ職工ヲシテ専心業務勤勉セシムルニ与カッテ力アリタルモノニシテ其後幾回ノ小改正ヲ経タル後、四十二年七月改正ノ同規則ハ共ニ実ニ今日ニ於ケル職工取扱上ノ根本憲法ヲ為シ

ここに述べられている請負法導入等の和田豊治の労務改革については、『伝記史料』のいう和田改革の画期性とともなそこに潜む限界性についても、拙稿（注 1 参照）においてすでに詳細に検討したので、参照されたい。

しかし今回ここに翻刻提示した明治 39 年の改正については、『伝記史料』では「小改正」と称して、前掲表 1 においても省略せられている。だが、39 年の改正では、明治 34 年 5 月時の和田改革でも重要な位置を占めた職工を対象にした賞与法が大幅に改正されており、その意義はけっして小さいものではなかった。そのことを確認する前提として明治 34 年 5 月に改正された職工規則中の賞与法の部分について、『職工事情』上（明治 36 年 3 月、農商務省商工局工務課）に抜粋されているので、まずそれを以下に示しておこう 3)。

富士紡績株式会社職工規則（抄）

第五章 奨励賞与

第二十六条 定期工にして皆勤一ヶ月に及ぶ者へは賞与金を給す。なお三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月に及ぶ者へは三ヶ月ごとに逡次増賞す。

ただし、一ヶ月は会計月度を以て算し、三ヶ月は一年を四半期に、六ヶ月は一年を二半期に分ちて起算しそれ以上これに準ず。

第二十七条 日給工および受負工に対し、業務の都合により産額増加に比例し、奨励増賞を給することあるべし。

第二十八条 定期工にして契約年限勤続したるもの、およびそれ以上引き続き勤続したるものには、退社の際左の割合を以て勤続賞与金を給す。

ただし、不都合の廉ありて退社を命ずるか、または業務の差支をも顧みず退社を乞うものは、この賞与を給するの限りにあらず。

満三ヶ年以上勤続 七円ないし二十円

同四ヶ年以上勤続 七円ないし二十円

同五ヶ年以上勤続	十四円ないし三十五円
同六ヶ年以上勤続	十九円ないし四十五円
同七ヶ年以上勤続	二十五円ないし五十五円
同八ヶ年以上勤続	三十二円ないし七十円
同九ヶ年以上勤続	四十円ないし八十円
同十ヶ年以上勤続	五十円ないし百円

第二十九条 左の各項に該当する者は特別賞与金を支給することあるべし。

- 一 業務上超衆勲励の者 一円以上五円以下
- 二 品行方正にして他の模範となる者 一円以上十円以下
- 三 業務上便益の事を発明したる者 三円以上百円以下
- 四 非常の際抜群の尽力をなしたる者 一円以上十円以下

ここでは、皆勤1ヶ月、3ヶ月を過ぎると3ヶ月ごとに賞与金が与えられるという勤続奨励と業務における産額増加という増産奨励が結びつき、しかも定期工では契約年限以上勤続した者に関しては退職の際賞与が与えられるという「退職金」の規定が盛り込まれていることがわかる。

それでは次に、明治39年12月の職工規則改正とはどのようなものだったのだろうか。上記に翻刻した史料の「第六章 賞罰」の個所を見ると、旧規則の第29条で定められていた特別賞与の規定が、新規則では第38条の臨時賞与金となってほぼ踏襲されているが、旧規則で、定期工・日給工・受迫工などの産額増加や勤続年数に応じた賞与規定（第26条～28条）はなくなり、各工場に工場長が指名する技師・技手・事務員からなる賞罰委員が置かれ、その審議によって賞罰が決定されることのみが規定されている（第36・37条）。

だがこれは、賞罰に具体的規則がなくなってしまったことを意味するものではない。実は、明治39年7月14日の株主総会において、定款第34条が改正され、毎期決算に於ける利益金の100分の15であった重役賞与金を100分の5に減じ、100分の5を職員賞与金及恩給基金に、同じく100分の5を職工賞与金及衛生教育基金に分配することが決定されているのである。前掲の『伝記史料』では、この利益金の配分によって「職員モ職工モ痛切に会社ト利害得失ノ一致ヲ感じ、益々其業務ニ精励シテ資本・労働共同ノ実ヲ挙グルニ至レリ」と称賛している。

こうして利益金の一部が職工賞与に分配されることとなったのであるが、先にみたように明治39年12月の職工規則の「第6章 賞罰」においては具体的な規定は定められてはいなかった。その理由は、この時別個に「富士瓦斯紡績職工賞与金給与規則」が定められたからにほかならない。いまその規定を、宇野利右衛門編述の『職工問題資料 第一輯 日本現時の職工問題』（日本工業会、明治45年）から抜き出してみよう4）。

富士瓦斯紡績職工賞与金給与規則

- 一 当会社僱用の職工には、以下定むる処に従ひ、賞与金を給与す。
- 二 定款第三十四条規定額の三分の一を特別賞与金、及び衛生、救済基金として控除し、其残額を以て、賞与金、保信積立金に充つるものとす。

定款第三十四条の規定

営業及び資産より生じたる一切の収入金は営業に要する一切の費用及び機械原価の千分の十五以上の金額を控除し、残る利益金を左の如く分配す。

利益金百分に付き

五	分	法定準備積立金
五	分	損失準備積立金
五	分	職員賞与金、及恩給基金
五	分	重役賞与金
七十五	分	株主配当金及び繰越金

但し、職工賞与金、衛生、教育、救済基金、及び職員賞与金、恩給基金支給の方法は、取締役会の決議に依る。

本項の如く定むと雖も、株主総会の決議を経て、特別積立金を為す事を得。

三 賞与金は、第一号表に於ける各自該当等級率を基礎とし、これに第二号表の勤続年数割増率を加へたるものに、更に半期間に於ける勤務日数を乗じて、これを得点数とし、其分配額を算定す。

但し、臨時工は、其勤務年数割増率を加算せず。

四 職務の為め負傷したるものゝ、治療中欠勤日数は、これを勤務日数に算入す。

五 賞与金は、第二条の残額の半額とし、第三条、第四条の標準に従ひ算出して、毎決算期にこれを給与す。

但し、会計年度の半途に退社したる者、又は解雇の処分を受けたる者には、これを給与せず。

六 賞与金は、減給其他懲戒処分を受けたる者には、その情状に由り、適宜減額して給与する事あるべし。

七 第二条の残額より、第五条の給与額を控除したる残余额は、これを保信積立金と称し会社に積立置き、左の場合に於て、本人若しくは、其若しくは、其遺族に給与す。

一 満期の時

一 会社の都合により解雇したる時

一 本人死亡の時

但し、その給与額は、第三条、第四条により、各年度毎にこれを算出し、各職工の在勤年度の給与額と同一額とし、其年度後は年五分の利息を加算してこれを定む。

八 本規則は、明治三十九年下半期決算の時より実施す。

第一号表 等級表

率数	等級	男工	女工	鉄工	雑工
100	1等	100以上	75以上	150以上	100
85	2等	80	60	130	80
73	3等	70	48	115	68
63	4等	60	40	100	58
53	5等	50	33	85	50
44	6等	41	27	70	44
36	7等	35	22	57	39

29	8等	28	18	45	35
22	9等	21	15	35	31
16	10等	15	12	25	27
8	等外	15以下	12以下	25以下	27以下

右等級表中、例えば男工 25 銭の者は 10 等にして、15 銭以下の者のみを等外とす、又一円以上の者を 1 等とし、1 円以下の者を 2 等とす、他はこれに準ず。

第一号表 勤続年数割増表

年数	率数
6ヶ月未満	0
1ヶ年未満	2
2ヶ年未満	4
3ヶ年未満	6
4ヶ年未満	8
5ヶ年未満	10
6ヶ年未満	12
7ヶ年未満	14
8ヶ年未満	16
9ヶ年未満	18
10ヶ年未満	20
10ヶ年以上	25

ここでは、勤続年数が基本となって賞与が与えられる点や退職時における支給が明記されている点等については以前と変わらないが、今回は賞与額の算定が職工各人の等級別賃金に基礎を置いていることが明示されている半面、その勤続の期間が、以前のような1ヶ月、3ヶ月といった短期間は除かれていること、さらに賞与算定の基準に業務における増産成績が含まれていないことが、特徴点として挙げられよう。ただし、職工規則 36 条・37 条で規定されたように技師・技手・事務員からなる賞罰委員の審議によって賞罰が決定されることから、増産成績を含めた勤務態度等も賞罰委員の審議対象となったものと推測される。なおその後の変化を含めた富士紡の賞与制度については、金子良事氏が検討を加えているので参照していただきたい 5)。

III 「職工救恤規則」「共済組合規則」「共済組合細則」

明治四十年一月改正

職工救恤規則 6)

富士瓦斯紡績株式会社

職工救恤規則

第一条 職工ニシテ負傷、疾病、老衰其他ノ原因ニテ生計困難ニ陥リタル場合ハ本規則ニ依リ之ヲ救ス

第二条 職工負傷又ハ疾病、妊娠等ノ為メ共済組合ノ救済ヲ受クルモ尚家計困難ノ者ニハ
審査ノ上適宜救恤金ヲ給与ス

第三条 十年以上勤続シ、男工ハ年齢五十歳、女工ハ四十五歳以上ニ達セル職工ニシテ退
社ヲ許可シ又ハ会社ノ都合ニヨリ解僱スル者ニハ、当時ノ賃金年額百分ノ二十ヲ下ラサ
ル範圍ニ於テ相当金額ヲ定メ、十五ヵ年間養老年金ヲ給与ス

勤続年数十年以上一年ヲ増ス毎ニ百分ノ一ヲ加算シ年金額ヲ定ム、

但、規定ノ年齢ニ達セサルモ情状ニヨリ詮議ノ上相当年金ヲ給与スルコトアルヘシ

第四条 養老年金ハ本人ノ望ニヨリ退社ノ時一時ニ給与スルコトアルヘシ

第五条 養老年金ハ年限中本人死亡シタルトキハ、死亡前本人ニヨリテ扶養セラレタル親
屬ニ給与スルニ止マルモノトス

第六条 職務負傷又ハ疾病ノ為メ五十日以上休養ノ者ニハ、慰問トシテ一時金ヲ給与ス

第七条 勤務中死亡シタル職工ノ遺族ニシテ共済組合ノ救済ヲ受クルモ尚家計困難ノ者ニ
ハ、適宜救恤金ヲ給与ス

第八条 予後備又ハ補充兵役在籍ノ職工ニシテ勤務演習又ハ教育ノ為メ短期召集セラレ、
家族生計究迫ニ陥リタル場合ハ相当手当金ヲ給与ス

第九条 職工ノ家族中疾病者又ハ死亡者アル為メ生活困難ノ場合ハ、相当手当金ヲ給与ス

第十条 職工ノ夫又ハ妻ニシテ病氣ニ罹リ死亡シタルトキハ、前条ノ外葬式料ヲ贈与ス

第十一条 不慮ノ災厄ニ罹リ左記各項ノ損失ヲ蒙リタル者アル時ハ、救恤金ヲ給与ス

一 家族中負傷者アル時

二 自己所有ノ住家及家財ヲ失ヒタル時

三 家財ヲ失ヒタル時

第十二条 家計困難ノ為メ女子ヲシテ就学セシムル能ハサルトキハ、就学用書籍及用具代
ノ実費ヲ給与スルコトアルベシ

第十三条 前各条ノ外救恤又ハ吊慰スベキ事件發生セル場合ハ、審査ノ上之ヲ救恤スルコ
トアルヘシ

第十四条 本規則ニ於テ救恤スベキ事項ヲ審査決定スル為メ各工場ニ左ノ委員ヲ置ク

救恤委員長 一名 同委員 四名

救恤委員ハ工場長ノ指名トス

第十五条 前条救恤金額ハ委員ノ決議ニヨリ専務取締役之ヲ決定スルモノトス

第十六条 救恤金ハ定款第三十四条ノ規定ニヨリ積立タル職工衛生教育救済基金ノ内ヨリ
支出ス

明治四十年九月改正

富士瓦斯紡績共済組合規則

富士瓦斯紡績株式会社

共済組合規則

明治四十年八月二十三日第三号回章

四十年九月度ヨリ実施

富士瓦斯紡績共済組合規則

第一条 本組合ハ富士瓦斯紡績共済組合ト称ス

第二条 本組合ハ会社保護監督ノ下ニ会社ノ職員及職工ヲ以テ組織ス

第三条 本組合ハ本部ヲ本店ニ支部ヲ各工場ニ設置ス

第四条 本組合ハ組合員ノ疾病・妊娠・負傷ヲ救済扶助シ、又ハ死亡者ヲ賑恤スルヲ以テ目的トス

第五条 此規則中ノ用語ハ左ノ意味ニ解釈ス

一 会社トハ富士瓦斯紡績株式会社ヲ云ウ

一 医師トハ富士瓦斯紡績株式会社医務係所属ノ医師又ハ会社ヨリ特ニ指定スル医師ヲ云ウ

第二章 組合員

第六条 会社職員及職工ハ凡テ當会社ニ採用ノ日ヨリ本組合ニ加入スル義務アルモノトス

第七条 組合員ニシテ会社ノ雇用ヲ解カレ又ハ会社ヨリ除名セラレタル者ハ、同時ニ組合員タルノ資格ヲ失フモノトス

第八条 一旦組合員タルノ資格ヲ失フタル者ハ、三ヶ月以内ニ復帰シ醗金ヲ添ヘテ事情ヲ申出、相当ト認ムルモノハ特ニ其資格ヲ回復セシムルコトヲ得

第三章 組合醗金

第九条 組合員ノ醗金ハ、毎月職員ハ月給又ハ日給月額ノ六十分ノ一、職工ハ日給ノ半日分、請負法ニ属スルモノハ請負日給ノ半日分トス、但シ滿十ヶ年継続醗金シタルトキハ其義務ヲ終了スルモノトス

第十条 会社ハ別ニ醗金総額ト全額ヲ補給スルモノトス

第十一条 組合員ノ醗金ハ、会社ニ於テ給料支拂ノ際差引キ本組合ニ拂込ムモノトス

第十二条 組合員ニシテ本組合ヨリ救済ヲ受クル者ハ、其期間拂込醗金ヲ免除スルコトアルヘシ

第十三条 会社ハ第十条規定ノ補給金ヲ支出スル外必要ト認ムルトキハ、別途ノ補助金ヲ支出スルコトアルベシ

第四章 病氣並ニ妊娠ノ場合ニ於ケル救済

第十四条 組合員病氣ニ罹リタルトキハ、会社所設ノ醫務所又ハ指定ノ病院ニ於テ無料ヲ以テ治療ヲ為スノ外、本組合ハ左ノ救済ヲナスモノトス

一 病氣ノ為執業ニ堪ヘサルモノハ醫師ノ証明ニヨリ欠勤六日目ヨリ一日ニ付従来ノ給料ノ半額以内ヲ手当トシテ給ス其給料ノ請負法ニ属スルモノハ請負日給ニヨル

一 組合員ニシテ会社所設ノ病室又ハ指定ノ病院ニ入院スルコトヲ許サレタルトキハ本状第一項ノ手当ヲ給セス

第十五条 病氣ノ原因カ本人ノ自暴自棄争鬪不品行等故意ニ起シタルモノナル事明白ナルモノハ前条ノ救済ヲ為サス

第十六条 病氣ノ者、醫師ノ診断及本人ノ望ニヨリ帰国療養ヲ必要ト認め、解雇シ帰休セシムルトキハ相当手当ヲ給ス

但シ、手当金支出方法ハ別ニ細則ニヨリ定ム

第十七条 病氣救済期間ハ三ヶ月ヲ限リトス

但シ、本条ノ期間ヲ経過シ猶病氣回復セサルトキハ、本人勤務ノ成績在社年数等ヲ参酌

シ本部委員会ノ決議ニヨリ更ニ期間ノ延長ヲナスコトアルベシ

第十八条 有夫ノ組合員ニシテ分娩シタルトキハ、三週間相当日給金額ヲ一時ニ支給ス

第五章 職務負傷ノ場合ニ於ケル救済

第十九条 組合員職務ノ為メ負傷シタルトキハ、本組合ハ左ノ負傷手当ヲ給ス

一 負傷ノ為メ執業スル能ハサルモノハ直ニ無料ニテ治療セシムルハ勿論、醫師ノ證明ニヨリ委員及ヒ現場擔任者ノ合議ヲ以テ、翌日ヨリ従来日給ノ全額以内ノ休養手当ヲ給ス

第二十条 負傷ガ本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基クモノナルトキハ前条ノ救済ヲナサス但シ、事情ニヨリ支部委員会ノ決議ヲ以テ第十四条規定以内ニ於テ救済ヲナスコトアルベシ

第二十一条 負傷手当ニ関シテハ第十七条ヲ適用ス

第二十二条 負傷ニヨリ終身労働ニ従事スルコト能ハス又ハ終身執業ノ能力ヲ減ス可キ不具廢疾トナリタルトキハ、本部委員会ノ決議ニヨリ相当ノ扶助料ヲ給ス但シ、扶助料ハ金五百円ヲ以テ限度トス

第六章 死亡ノ場合ニ於ケル救済

第二十三条 組合員ニシテ病氣ニ罹リ死亡シタルトキハ、本部委員会ノ決議ニ據リ左ノ救済ヲナス

一 葬式料 金拾五円以内

一 弔慰金 金五拾円以内

第二十四条 組合員職務負傷ノ為メ即死シ又ハ治療中死亡シタルトキハ、本部委員会ノ決議ニ據リ左ノ救済ヲナス

一 葬式料 金参拾円以下

一 遺族扶助料 金五拾円以上五百円以下

第七章 役員

第二十五条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

本部

委員長 一名

委員 五名

但シ内一名必ス会計事務ヲ掌ル

支部

委員長 一名

委員 五名

但シ、内一名ハ必ス醫師ヲ加フ

第二十六条 本支部委員長及本部委員ハ専務取締役之ヲ指名シ、支部委員ハ委員長之ヲ指名ス

第二十七条 本部委員長ハ本組合ニ関スル一切ノ事務ヲ処理シ其責ニ任ス

第二十八条 本部ノ委員ハ委員長ヲ補佐シ本組合全般ノ事務ヲ整理ス

第二十九条 本部会計ハ金銭出納収支計算及整理ノ事務ヲ掌ルモノトス

第三十条 支部委員ハ支部委員長ヲ補佐シ所轄組合事務一切ヲ処理ス

第三十一条 役員ハ凡テ無報酬トス

第八章 會議

第三十二條 本組合ノ取扱フヘキ事件ハ總テ會議ヲ以テ執行スルモノトス

第三十三條 本部及支部委員長ハ必要アル毎ニ委員長ヲ召集シ、委員長議長トナリテ多数決ヲ以テ議事ヲ決ス

第三十四條 本部委員長ハ必要ニ応シ専務取締役ノ承認ヲ得テ、支部委員長會議ヲ召集スルコトヲ得

第九章 會計

第三十五條 本組合ノ基金ハ左ノモノヲ以テ成立ス

- 一 組合員ノ醵金
- 二 会社ノ補助金
- 三 預金利子
- 四 雑収入

第三十六條 本組合ノ支出ハ左ノ如シ

- 一 組合員ノ救済費一切
- 二 醫務所及病室ノ薬剤消耗品費一切

第三十七條 基金ハ之ヲ会社ニ預ケ入ルルモノトス

但シ、年利八厘ノコト

第三十八條 本組合ハ毎年総収入金額ノ十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立テ置クモノトス
但シ、万一積立ヲナスニ不足ヲ告クルトキハ会社ハ其不足額ヲ補給ス

第二十九條 準備金ハ会社ノ承認ヲ經ルニアラサレハ之レヲ使用スルコトヲ得ス

第四十條 毎年ノ支出及ヒ準備金積立ニ対シ万一不足ヲ告クルトキハ、本部委員會ノ決議ヲ以テ会社ノ承認ヲ經テ醵金ノ増額又ハ組合員救済範圍ノ縮小ヲナスコトアルベシ

第四十一條 毎年ノ収入カ支出ヲ償ヒ且準備金カ前三ヶ年間平均支出額以上ニ上リタルトキハ、本部委員會ノ決議ヲ以テ会社ノ承認ヲ經テ醵金ノ減額又ハ組合員救済範圍ノ擴張ヲナスコトアルヘシ

第四十二條 本組合ノ事務及會計ニ関スル報告ハ、時々各工場所定ノ場所ニ揭示シ又ハ其他ノ方法ニヨリ組合員全般ニ告知スベシ

第十章 補則

第四十三條 此規則ハ本部委員會ノ決議ニ據リ支部委員會ノ同意ヲ得、会社ノ承認ヲ經テ改正スルコトヲ得

明治四十年九月改正

富士瓦斯紡績共済組合規則細則

富士瓦斯紡績株式会社

共済組合規則細則

第一條 醫務所員ハ組合員ノ疾病ニ因スル諸救済ニ任スルモノトス

第二條 醫務所病室ニ入室又ハ病院入院中ノ費用ハ總テ救済トス

第三條 休養手当ハ左ノ二項ニ區別シ支給スルモノトス

- 一 職務負傷休養手当ハ特別ノ場合ヲ除外日給ノ半額トス

二 病氣休養手当ハ特別ノ場合ヲ除ク外、日給金貳拾錢以下ノモノハ日給十分ノ三、同
金貳拾壹錢以上ノモノハ日給十分ノ二トス

第四條 職務ノ為メ負傷シ左ニ掲クル事項ノ一ニ当ルモノニハ、左ノ等級ニ準據シ負傷者
扶助料ヲ与フルモノトス

- 一 両目ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡シタルモノ
- 二 前項ニ準スベキ傷痕ヲ受ケタルモノ
- 三 一肢ヲ亡シ若シクハ二肢ノ用ヲ失ヒタルモノ
- 四 前項ニ準スベキ傷痕ヲウケタルモノ
- 五 一眼ヲ亡シ或ハ一肢ノ用ヲ失ヒタルモノ
- 六 前項ニ準スベキ傷痕ヲ受ケタルモノ

以上各項ニ基ク傷痕等差ノ概例左ノ如シ

- 一 不具若クハ癱疾トナリ常ニ介護ヲ要スルモノハ第一項若クハ第二項トシ、常ニ介護
ヲ要セザルモノハ第三項若クハ第四項トシ、全然介護ヲ要セザルモノハ第五項若クハ
第六項トス
- 二 一眼一耳ノ機能ヲ併セ癱シタルモノハ第四項トス
- 三 両耳機能ヲ癱シタルモノハ第三項トス
- 四 鼻ヲ失シ其ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノハ第三項若クハ第四項トス
- 五 咀嚼言語ノ機能ヲ併セ癱シタルモノハ第一項トシ、其機能ヲ大ニ妨クルニ至リタル
モノハ第二項乃至第六項トス
- 六 頸若クハ腰ノ運動ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノハ第五項若クハ第六項トス
- 七 内臓ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノハ第一項若クハ第二項トシ、其ノ機能ヲ妨
クルニ至リタルモノハ第四項乃至第六項トス
- 八 生殖器ヲ失シ其機能ヲ癱シタルモノハ第三項トシ、生殖器ヲ損傷シ其ノ機能ヲ大ニ
妨クルニ至リタルモノハ第四項乃至第六項トス
- 九 上肢ヲ失フモノハ肩關節ニ至間ハ何レノ部位ヲ論セス第三項トス
- 十 支肢ノ運動ヲ癱シタルモノ若クハ其運動ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノハ第五項若ク
ハ第六項トス
- 十一 腕關節ノ下概子三分ノ一以下ヲ失ヒタルモノハ第四項若クハ第五項トス
- 十二 拇指ヲ併セ三指以上ヲ失シタルモノ若クハ示指・中指・環指・小指ヲ併セ失シタ
ルモノハ第四項若クハ第五項トシ、拇指・示指ヲ併セ失シタルモノ若クハ示指・中指・
環指ヲ併セ失シタルモノハ第五項若クハ第六項トシ、拇指ヲ失シタルモノ若クハ示指・
中指ヲ併セ失シタルモノ若クハ示指・中指ヲ除キ他ノ三指ヲ失シタルモノハ第六項トス
- 十三 拇指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ癱シタルモノ若クハ示指・中指・環指・小指ノ用ヲ癱
シタルモノハ第五項若クハ第六項トシ、拇指・示指ノ用ヲ併セ癱シタルモノ若クハ示
指・中指・環指ノ用ヲ併セ癱シタルモノハ第六項トス
- 十四 下肢ヲ失フモノハ股關節ヨリ踝關節ニ至間ハ何レノ部位ヲ論セス第三項トス
- 十五 踝關節ノ下概子三分ノ一以下ヲ失ヒタルモノハ第四項若クハ第五項トス
- 十六 第一趾ヲ併セ三趾以上ヲ失シタルモノハ第六項トス

負傷者扶助料等差項目及金額

第一項 金五百円以下

- 第二項 金貳百五拾円以下
- 第三項 金壹百五拾円以下
- 第四項 金百円以下
- 第五項 金七拾五円以下
- 第六項 金五拾円以下 四拾円以上

第五条 傷痕前条ヨリ軽症ナルモノニシテ左ニ掲クル事項ノ一ニ該当スルモノニ本条ヲ適用ス

本条適用傷痕ノ等差ヲ六款トシ其ノ概則ヲ示スコト左ノ如シ

- 一 前条各症ヨリ軽キモ身体ノ機能ニ著シキ妨ケアルニ至リタルモノハ其ノ軽重ヲ参酌シ第一款乃至第六款トス
- 二 一眼ノ視力ヲ妨グルニ至リタルモノハ第一款乃至第六款トス
- 三 一耳ノ機能ヲ廢シタルモノハ第一款トシ、其機能ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノハ第二款乃至第六款トス
- 四 支肢ノ運動ヲ妨クルニ至リタルモノハ第一款乃至第六款トス
- 五 示指ヲ失ヒタルモノ若クハ拇指・示指ヲ除キ他ノ二指ヲ失ヒタルモノハ第二款若クハ第三款トス
- 六 拇指ノ用ヲ廢シタルモノ若クハ示指・中指ノ用ヲ併セ廢シタルモノ若クハ拇指・示指ヲ除キ他ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノハ第二款若クハ第三款トシ、示指ノ用ヲ廢シタルモノ若クハ拇指・示指ヲ除キ他ノ用ヲ廢シタルモノハ第三款クハ第四款トス
- 七 第一趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノハ第一款トシ、第一趾ヲ失シタルモノ若クハ第一趾ヲ除キ他ノ四趾ヲ失シタルモノハ第二款トシ、第一趾ヲ除キ他ノ三趾ヲ失シタルモノハ第三款トス
- 八 第一趾ヲ併セ三趾以上ノ用ヲ廢シタルモノハ第二款トシ、第一趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノハ第三款トス
- 九 指趾ノ一部ヲ失フモノハ第六款トス
- 十 以上各款ヨリ軽キモノハ總テ第六款トス

負傷者扶助料等差款目及金額

- 第一款 金參拾円以上金四拾円以下
- 第二款 金貳拾五円以上
- 第三款 金貳拾円以上
- 第四款 金拾五円以上
- 第五款 金七円以上
- 第六款 金參円以上

第六条

- 一 以上支肢ノ各症ニ在テハ一肢ニ就テ示スト雖モ、両肢ニ同一ノ症アルトキハ第四条ノ症ニ在テハ一項ヲ上セ、第五条ノ症ニ在テハ一欸ヲ上スベキモノトス
第四条第六款ノ症トシテ掲クルモノノ症状輕キトキハ第五条第一款第二款ニ下スベキモノトス
- 二 第四条及第五条ニ掲クル各症ノ他ハ同条各症ニ比準シテ其等ヲ策定スベシ
本例中其部ヲ失スルトアルハ其一部分ヲ失ヒタルモノヲモ包含シ其部ノ用ヲ廢スル

- トアルハ、僅カニ其機能ヲ存スルモ作用上之レヲ廢スルニ等シキモノヲ包含ス
- 第七條 病氣ノ為メ帰国スルモノニハ左ノ等差ニ據リ手当ヲ給スルモノトス
- 一 勤続一年未滿 金貳円以上參円以下
 - 二 同二年未滿 金四円以上六円以下
 - 三 同三年未滿 金七円以上九円以下
 - 四 同三年以上 金九円以上拾五円以下
- 第八條 組合員病氣ノ為メ死亡シタルトキハ、左ノ等差ニ據リ葬式料並ニ吊慰金ヲ給スルモノトス
- 一 勤続一年未滿 葬式料 金五円以下 吊慰金 金參円以下
 - 二 同二年未滿 同 金八円以下 同 金五円以下
 - 三 同三年未滿 同 金八円以下 同 金拾円以下
 - 四 同三年以上 同 金拾円以上金拾五円以下 同 金拾円以上五拾円以下
- 第九條 普通患者ニシテ慢性難治操業不適又ハ容易ニ治癒ノ見込ナキモノト認ムルトキハ醫案ヲ附シ解僱帰休ノ協議案ヲ提出スベキモノトス
- 第十條 毎月十五日前加入ノ組合員ノ醸金ハ全額ヲ徴収シ十六日後ハ半額ヲ徴収ス
新入幼年工ニシテ月末ニ食費立替等ヲ控除シ、残余ナキモノ若クハ止ムヲ得サル事情ニテ当月ノ賃金非常ニ少ナキモノニシテ其事情酌量スベキモノハ、工場長之レニ代リテ雑給ヲ以立替醸金ヲ支拂フモノトス
- 第十一條 各支部ニ於ケル組合員ノ異動、収支勘定ハ左ノ例ニ據リ処理スベキモノトス
- 一 組合員ノ入退社及異動、収支勘定ハ毎月二十五日限り締切り本部ニ報告スベキモノトス
 - 二 収支金額ハ毎月二十五日限り締切り残高表ヲ本部へ提出スベキモノトス
- 第十二條 各支部ハ毎月別表雛形ニ據リ病類別組合員患者表ヲ調整シ、本部ニ提出スベキモノトス
- 第十三條 本部ニ於ハ各支部ノ収支勘定ヲ總括シ毎月及毎期末残高表ヲ調整シ、専務取締役ニ提出シテ其承認ヲ受クベキモノトス

上に掲げた史料は、明治 40 年に改定された富士紡共済組合規約とその細則、さらに共済組合とセットになって職工の救済・救恤を規定した「職工救恤規則」を掲載したものである。こうした諸規則が整備され職工・職員救済が施行されていった背景について以下に解説したい。

明治 20 年代から日清日露戦後期にかけて（1890 年代～1910 年代）、産業革命が本格的に進展していくと、深夜業や婦女子労働を含む機械制工場生産における様々な労働上の問題点が噴出してきた。政府では労働者保護のために、明治 20 年から農商務省において工場法の制定を企図し、その後日清戦後の農商高等会議や日露戦後の生産調査会等において政府と実業界、学識者等が激しい対立をはらみつつも協議を重ね、ついに明治 44 年（1911）3 月に工場法は成立した。

そこでは最低就業年齢は 12 歳、最長労働時間は 12 時間（15 歳未満および女性に限る）、休日は月 2 回（同前）、深夜業禁止（22 時から 4 時、15 歳未満および女性に限る）等が規定されたが、施行は大正 5 年（1916）からであった。また製糸業では 14 時間労働、紡績業では女子深夜営

業が認められていたためなお不徹底であった。だがそこではまた、労働者が死亡した場合あるいは労働者を解雇した場合、「賃金」を支払うよう工場主に義務づけた点、さらに業務上の負傷・疾病・死亡に対して工場主に扶助を義務付けた点において、工場法制定で主導権を握った国家官僚たちの抱く家族国家観を反映した日本的な特徴を備えていたといわれている7)。

工場法制定過程では、女子の深夜業禁止等をめぐって反対を唱えていた実業界も、労働者保護の点でただ手をこまねいて傍観していたわけではなく、独自に企業内共済組合を設立して対応措置を講じていた。その設立数は、明治33年(1900)には5であったが、38年以後は、ほぼ10~20以上の組合が毎年設立されていった。その中で最も多いのが紡績工場であった。

西成田豊氏は、こうした工場法制定過程や企業内共済組合設立の動きを概観した後、後者による組合員救済の特徴について、次のように述べている。

すなわち企業内共済組合は(引用者)、

「業務外の死亡や傷病、そして結婚や出産にまで「救済金」の支給がおよんでいたこと、業務上・業務外の区別なく死亡、傷病にさいして、また脱退(退職)にさいして支給される救済金額の決定に勤続年数が考慮されたことは、「工場法」にはまったく規定されていないことがらである。換言すれば、「工場法」が規定する労災扶助や解雇(退職)扶助について、その内容を業務外にまでおし広げ、「勤続」概念を導入した点に企業内共済組合の特徴があった。」8)

そしてこうした企業の労働者・職員救済・扶助の姿勢は、国家官僚の目指す「家族国家」の統合に対抗した「経営家族主義的」経営によるものであると位置づけている。

富士紡の共済組合規定には、結婚の場合については明記されていないものの、他はほとんど西成田氏の指摘した特徴を備えていると言えよう。

富士紡の場合、さらに特徴的なことは、負傷、疾病、妊娠等のため共済組合の救済を受けてもなお家計困難な者、あるいは職員の家族に対しても、「職工救恤規則」による救済措置が設けられていたことである。職員の家族については、職工が兵役のため招集された際や家計困難のため女子の修学がかなわない場合などにも救済の手を差し伸べている。またその第3条には、「十年以上勤続シ男工ハ年齢五十歳女工ハ四十五歳以上ニ達セル職工ニシテ退社ヲ許可シ又ハ会社ノ都合ニヨリ解備スル者ニハ当時ノ賃金年額百分ノ二十ヲ下ラサル範囲ニ於テ相当金額ヲ定メ十五ヵ年間養老年金ヲ給与ス」とあるように、退社後の年金制度まで設けられていたことが注目される。まさに従業員を家族とみる経営家族主義の理念が貫かれていたといえよう。

ここで、こうした富士紡の職員・職工への救済・救恤措置が整備されていった経緯を前掲『高風院伝記史料』より抜粋して示しておこう。

衛生的施設ニ就テ、三十一年以来共済組合法(病床保険組のことと思われる・・・引用者)ヲ設ケテ業務上ハ固ヨリ其他総テノ負傷疾病ヲ救済治療シ且ツ病気等ノ手当給与シ、又ハ不具廢疾若クハ死亡ノ場合ニ於ケル救済法ヲ定メタルガ如キ是ナリ、左ニ共済組合法ノ發達ニ関シ少シク陳ブル所ナル可シ

三十一年一月制定シタル当社職工病傷保険規則9)ハ、職工ノ賃金ヨリ百分ノ二ヲ保険トシテ保険組合ニ納付セシメ、組合経費ニ不足ヲ生スルトキハ会社ヨリ之ヲ補助シテ職工(組合員)ノ疾病又ハ負傷ヲ治療扶助シ、負傷者又ハ死亡者遺族ヲ賑恤スルコトトシ、此目的ヲ達スル為メ医務所及ヒ病室ヲ設ケタリ、即チ自暴自棄ノ為ニアラザル職工ノ負

傷疾病ハ最初五日間薬品ノ実費ヲ徴収シ、食料ヲ自弁セシメ六日目ヨリハ治療費ヲ給与シ且ツ休業手当トシテ日給ノ十分ノ一又入室ヲ要スルモノハ食料ヲモ給与シ、尚ホ三ヶ月以上治療スルモ治癒ニ至ラザルモノハ解傭又ハ帰休ヲ命ジ、其内不具痲疾ニ至ラサルモノハ、一等日給三百日分、以下八等日給十五日分ノ間ヲ賑恤シ、負傷ノタメ死亡者ニハ埋葬費ノ外ニ日給ノ二倍ヲ在社年数ニ乗ジ之ヲ給与スル規定ナリシモ、職工救済ノ目的ヲ達スルニハ未ダ厚カラザル所アリシヲ以テ、其後三十九年規則ヲ全部改正シテ右組合ヲ共済組合ト改称シ、職員及職工ヲ其組合員トシ組合員ノ醸金并ニ会社ノ補助金其他有志者慈善金ヲ以テ組合員中負傷者・疾病者又ハ死亡者ノ遺族ヲ救済スルコトトシ、組合本部ヲ本店ニ、支部ヲ各工場ニ置キ、職員ハ俸給ノ六十分ノ一、職工ハ日給ノ半日分ヲ醸出（但、満十ヶ年間継続醸金シタルトキハ其義務ヲ免ス）セシメ、職務ノ為メ負傷シタルトキハ総テ無料ニシテ治療セシメ、治療中ハ休業手当トシテ給料ノ半額以上全額迄ヲ給シ、病氣ノ為メ帰休ヲ命（セ）ラルモノニハ帰休手当及旅費ヲ給シ又負傷疾病トナリタルモノニハ十円以上四百円以下ノ扶助料ヲ給シ、負傷死亡シタルモノニハ百円以上五百円以下ノ遺族扶助料并ニ十円以上三十円以下ノ埋葬料ヲ給シ、普通疾病及妊娠ノ場合ニ於ケル休養手当ノミ六日目ヨリ之ヲ給与シ、治療ハ総テ無料ヲ以テ之ヲ為スノ規定トシ、会社ハ組合員ノ醸金ノ総額ト同額ヲ毎月組合ニ補助支出スルニ至リタルヲ以テ茲ニ此救済事業ハ大ニ其面目ヲ一新シタリ、其後此共済組合規則ハ細則ト共ニ四十年九月再ヒ多少ノ改正ヲ加ヘタルガ之ヲ三十九年改正ノモノニ比較スルニ甚シキ差異ヲ見ズ

上の記述によって、富士紡において明治39年の共済組合に至る従業員救済の措置の経緯を大筋で把握することができるが、明治39年末から翌40年にかけて共済組合をはじめ職工規則や服務心得等一連の労務管理関連の規則が改正されていった背景には、『高風院伝記史料』や社史には触れられていない今一つの重要な要因があったと思われる。それは、明治39年9月に当時の日本社会党員らによって富士紡の労働条件の改善をもとめる労働運動が提起されたことである。その間の事情については、筆者はすでに『小山町史』第八卷近現代通史編において、次のように叙述しているのでそれを以下に示したい10)。

当時日本社会党員であった座間止水は明治39年9月、全国遊説の途中御殿場駅に立ち寄ったが、そこで富士紡従業員の労働条件の劣悪なるを知り、「静岡中立新聞」社主の望月分修とともに御殿場新橋座で演説会を持ち、さらに滞在中の哲学者村田天頼も加わって小山での演説会や示威運動が企画された。

同月20日夜、座間の主催で小山の衛生館にて、地元有志や400名の男女工員を集めて「学術講演」会が開かれ、今日における労働問題や同盟罷工の意義、また富士紡会社の横暴を痛烈に批判する演説が行われ、続く22日には、六合村で一千余名の職工や土方等を集めて政談演説会が催された。さらに彼らは26日を期して、衛生館裏の広場で待遇改善を要求する労働大会を開催すべく準備を始め、決議文まで用意したが警察当局の許可を得ることができず、この労働大会は中止せざるを得なかったのでは

る。

彼らが用意した決議文には、一．一日の労銀を男工70銭・女工50銭に引き上げること、二．会社は衛生を重んじ、労働者の健康を保護すべきこと、三．労働者に自由を与うべきこと、四．労働者解雇のおり積立金を速やかに下げ渡すべきこと、五．労働者の勤務時間を八時間に短縮すべきこと、という具体的改善要求事項が列記されていた。

当時紡績労働者の平均賃金は工女で1日23銭（明治39年）、24銭（41年）、27銭（43年）、工男はその約1.5倍であった。兼営職布工場の場合はそれより全体に3銭から5銭くらい高かった。これに比べ富士紡の場合は、39年には工女19銭と低いのが、41年29銭、43年29銭と平均を若干上回る程度であった（工男もほぼ同じ傾向）。また会社側が労働者に1月に1日ないし2日分を積立金として貯蓄を強いた強制貯金の制度があり、さらに工女賃金の内1日12銭が寄宿費として、また半額が病院費として差し引かれたという。そうした寄宿費や病院費の支払の実態や、先述の「職工賞与基金」等との関連をここでこれ以上詳らかにすることはできない。決議文に記された工男70・工女50銭という、二倍以上の増給要求は、明治39年当時の水準からして高額に過ぎ、とうてい会社の受けいれるところとはいえないにしても、上記の諸経費支払の問題をも含めて紡績労働者の賃金がなお劣悪な状態におかれていたことは確かなようである。

労働時間の8時間要求も、とうてい当時の実状からは受け入れ難いものであった。富士紡は、他の大紡績企業と同様、拘束12時間、実働11時間の昼夜交代制を採って、紡機のフル稼働を行っていた。女子及び年少者の夜業禁止は26年後の昭和4年を待たなければならなかったのである。

工場内の衛生環境についても、硫酸の臭気鼻を裂き、綿塵がもうもうとして立ちこめ、気管支カタル・肺結核・トラホームにかかる者が多かったと指摘される。また当時の富士紡はしばしばチフス等の伝染病患者を発生させていた。これも深夜業による体力消耗と衛生施設の不備がいまだ十分な解決を見なかった証左であろう。

このような労働環境の不備な状態が続く中で、明治45年5月、第二工場仕上科の工女70名が寄宿舎前の運動場に集合し、賃金値上げの決議をし、受け入れざる時は同盟罷工をなすとの示威運動を行うという事態が勃発した（町史四巻570頁）。絹糸部門は綿糸部門以上の発展をこの期に達成しているにもかかわらず、賃金は一日当た3～4銭低く抑えられていた。こうしたことが絹糸部門の工女の賃上げ要求の直接行動となって現れたのであろう。この運動の成果かどうかは判然としないが、絹糸部門の賃金は男女とも翌年から引き上げられほぼ綿糸部門と同等の水準に達した

のである。

以上みたような日本社会党員らによる富士紡の労働状態を告発する労働大会開催の試みは、富士紡首脳陣にとっても、その要求は到底受け入れられないものであったにせよ、何らかの改善策を目に見える形で示す必要に迫られたものと思われる。そうした事情が、上記に見てきた従業員の救済・救恤規則の改正となって現れたものと推測される。

もとより、こうした推測を含め富士紡績株式会社の日露戦後期の従業員救済・救恤政策の評価については、何よりも当時の富士紡の経営戦略と経営状況との関連においてなされなければならないし、職工・職員のおかれた具体的な労働状態や職場環境のより具体的な分析をまって初めて明確になしうるものと思われる。筆者の次なる課題である。

(付記)

この論考は、2012年度滋賀大学研究推進プログラム「科研費連動型」による筆者の研究「紡績業の発展と地域社会－富士紡績会社の発展と企業城下町の形成史の研究－」の成果の一部である。また紹介した富士紡小山工場史料の利用については小山町役場並びに小山町総合文化会館のご厚誼を得た。記して感謝申し上げます。

注)

- 1) こうした過程については、拙稿「富士紡績株式会社設立に至る企業家ネットワークの形成」『彦根論叢』384号、2010年、夏号、同「日清戦後富士紡績会社の経営危機とその克服過程－和田豊治の経営・労務改革（1）－」滋賀大学経済学部年報Vol.18、2011年、を参照。
- 2) 前掲拙稿「日清戦後富士紡績会社の経営危機とその克服過程－和田豊治の経営・労務改革（1）－」滋賀大学経済学部年報Vol.18、2011年、29－30頁。
- 3) 『職工事情』上（明治36年3月、農商務省商工局工務課）、岩波文庫版、130－132頁。
- 4) 宇野利右衛門編述『職工問題資料 第一輯日本現時の職工問題』（日本工業会、明治45年）、51－56頁。
- 5) 後述の富士紡の共済組合制度とも、その制度的特徴と変遷については、金子良事「戦前期、富士瓦斯紡績における労務管理制度の形成過程」2009年、東京大学大学院経済学研究科、博士課程学位授与論文、を参照されたい。
- 6) この史料には、さらに朱書きで明治40年3月30日に改正された部分が記されているが、今回は煩雑となるため省略した。
- 7) 西成田豊『退職金の一四〇年』青木書店、2009年、94－95頁。
- 8) 西成田豊、前掲書、101頁。
- 9) 富士紡績会社職工病傷保険規則については、前掲『職工事情』上、岩波文庫版、161－180頁に掲載されている。
- 10) 『小山町史』第八巻近現代通史編、280－282頁（筒井正夫執筆）。